

「人権侵害救済法」への慎重な対応を求める意見書（案）

政府は、「人権侵害救済法案」の制定を目指している。人権侵害を防止し、人権尊重の理念を普及させ、人権が尊重される社会を目指すことに異論はない。人種、信条、性別などによる差別や虐待等の人権侵害は、断じて許されることではなく、法案の理念自体には賛同するものであるが、その内容には様々な問題がある。

「人権侵害救済法（人権擁護法）案」は、これまで幾度となく法案が提出されたが、廃案になってきた。この事実は、乗り越えるべき多くの争点が存在している証左である。

特に、この法案においては、差別や人権侵害があった、あるいはその恐れのあるという認識に基づいて、一般救済措置、特別救済措置を行う人権救済機関が法務省の外局（第三者機関）として設置されることになっているが、委員の選定基準（国籍条項の有無等）や「差別」、「人権侵害」などの定義が曖昧であるため、当該機関に所属する委員、あるいは地方に置かれる人権擁護委員会に所属する委員による主観に基づいた恣意的な運用をされる危険性は否めない。

すなわち、個人の良心の自由に則った正当な表現行為であっても、人権救済機関等の判定によっては、規制されたり罰則を受けたりする恐れがある。

このことは、国民の言論、表現の自由を保障する憲法第21条の理念に明らかに抵触するものであるから、不当な差別や人権侵害をなくするために、それを侵してまで罰則を課すことや取り締まることは、一方で行政機関による新たな人権侵害を引き起こす懸念があるため、慎重な審議が必要であると考えます。

よって、政府におかれては、「人権侵害救済法」について、拙速に制定を急ぐのではなく、以下の諸点に留意されて、慎重に対応されるよう強く要望する。

1. 国民の幅広い議論を喚起し、世論の醸成を図ること
2. 国民の人権に対する意識の向上を図ること
3. 人権問題の真の解決に向けた複合的な政策を提供すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月27日

内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官
総務大臣

} 宛

兵庫県三田市議会